第 129 回伊達市災害対策本部会議

平成 24 年 6 月 26 日（火）
16 時 00 分～16 時 30 分
保原庁舎 2 階応接室

1　放射能対策関係

（1）B エリア事前モニタリング業務の発注について

（2）除染推進センターだより（第 3 号）の発行について

2　その他

（1）台風 4 号に係る対応について

①警報の発表状況

6 月 19 日　19 時 41 分　大雨（土砂・浸水害）警報・洪水警報発表
6 月 20 日　 5 時 28 分　大雨・洪水注意報に切り替え

②市内観測所の総雨量

保原観測所（保原土木事務所）　38mm
月舘観測所（総合支所西側）　40mm

③職員の出動状況　34 名

④被害なし

（2）第 270・271 回福島県災害対策本部会議の概要について

（3）災害対策号（第 60 号）の発行について

次回　7/10（火）　10 時　～

第 129 回本部会議の概要について

1　実施日時等

平成 24 年 6 月 26 日（火）　16：00～16：30

2　内容

1　放射能対策関係

（1）B エリア事前モニタリング業務の発注について

放射能対策課長が資料により説明した。

A エリアに隣接する B エリアに関しては、事前モニタリングと除染作業を分離して発注することとしており、このたび、事前モニタリング業務を発注した。

契約先は、（株）アトックス東海営業所、契約金額は 7.98 億円、工期については、平成 24 年 6 月 21 日から同 9 月 10 日までのおよそ 2 箇月半である。モニタリングの対象は、保原地域（上保原、八幡台・村岡地区）1,700 世帯、霊山地域（中川、山戸田、山野川、A エリアを除いた石田地区）750 世帯、月舘地域（A エリアを除く全地区）1,250 世帯の計 3,700 世帯、公共施設 70 箇所、市道約 200km である。

なお、具体的なモニタリング箇所及び平成 24 年 6 月 28 日から実施する地区説明会の日程については、別紙資料のとおりである。

（2）除染推進センターだより（第 3 号）の発行について

放射能対策課長が資料により説明した。

見やすい構成を意識し作成した。自家用農産物のモニタリング調査結果については、全てのモニタリング検査会場及び予約電話番号を掲載した。

（市民生活部長）

表面中ほどには、平成 24 年 7 月から全市民を対象として計測を開始するガラスバッジ（積算線量計）に係るお知らせ文を掲載した。

（市長）

平成 24 年 7 月から、市民全員にガラスバッジが配布され、測定することとなる。線量の高い地域・低い地域に関わらず、市民の方全員がガラスバッジを携帯するよう協力をお願いしたい。線量が低い地域であるから積算線量の測定が必要ないということではなく、低い地域は低い地域なりに、線量がどの程度積算されるのかを把握するためにも必要である。総合支所長には、各管内の市民の方がきちんとガラスバッジを携帯するよう理解を求めていただきたい。

なお、今回のガラスバッジ送付については配布数も多く、それぞれ市民の方の手元に届くまで、若干の日にちの前後が生じる。中には、平成 24 年 7 月に入ってから手元に届く方もいるであろう。こうした場合に、「きちんと平成 24 年 7 月 1 日から測定ができなかったのではないか」という不安を持つ方もいるかと思う。しかしながら、そうした心配は不要であり、測定開始から測定終わりまでを 1 年間（あるいは 3 箇月）として、委託業者で整理されるということであるから、市民の方には手元にガラスバッジが届いた時点から、しっかりと携帯してもらえば良いということである。

2　その他

（1）台風 4 号に係る対応について

環境防災課長が資料により説明した。

平成 24 年 6 月 19 日 19 時 41 分、当市に大雨（土砂災害・浸水害）・洪水警報が発表され、各関係部署は警戒配備についた。市内の雨量観測所については、保原観測所で 38mm、月舘観測所で 40mm の雨量を記録した。関係部署で計 34 名が出動したものであるが、幸い当市内における被害はなく、翌日 6 月 20 日 5 時 28 分に注意報へ切り替えられた。

（2）第 270・271 回福島県災害対策本部会議の概要について

市民生活部長が資料により説明した。

県本部会議 270 回には、学校等の第 5 回目となる環境放射線モニタリング調査の実施計画、271 回には、台風 4 号に係る農林水産業関係の被害が掲載されている。なお、詳細は別添資料に掲載のとおりであるので、後ほどご参照願いたい。

（3）災害対策号（第 60 号）について

秘書広報課広報広聴係長が資料により説明した。

（市長）

今災害対策号では、「特定避難勧奨地点の指定解除に向けて」ということに触れた。現在、勧奨地点の指定から約 1 年（追加指定については 6 箇月）が経ったということが報道等で多く取り沙汰されている。今、飯舘、川俣及び双葉地区 8 町については、警戒区域や計画的避難区域という区分から、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰宅困難区域の 3 つの区分をし直すという話が進んでいる。しかしながら、市町村民との合意形成が進まないという様子が見られる。飯舘村の場合は、平成 24 年 7 月 17 日付けで区域の見直しということが正式に決まるようである。

我々の場合は警戒区域や計画的避難区域という指定はないものの、特定避難勧奨地点の設定を受けた世帯がある。災害対策号にも掲載したが、特定避難勧奨地点の制度そのものには問題があると私は考えている。結論から言えば、設定を受けた地域では、コミュニティの破壊が進みつつあるということ。このことは遺憾に思うし、出来るだけ早く解決したいと考えるが、国の設定であり、市長の裁量ではない。

当然、線量が高いから特定避難勧奨地点に設定されているのであって、設定の解除に至るためには、除染を行い、線量が下がらなければならない。特定避難勧奨地点が含まれる A エリアについては、既に除染の発注をしているし、今後は、除染の進み具合による。

体制的には「除染を本格的に行う」という体制がとられつつある中で、その結果によって、特定避難勧奨地点について解消できるという方向に向かうであろう。それがいつになるか、というと今後におけるひとつの問題となるが、当市としては、早期に特定避難勧奨地点の解消がされるような状況づくり、具体的には除染を行うということであり、そのために我々もがんばりましょうということである。

生活圏の除染、即ち住宅の除染であるので、他自治体の事例でも言えるように現実的にいろいろな問題が出ている。そうした問題には、住民の理解を得つつ、了解を得て進めなければならない。

もうひとつは仮置場の問題である。仮置場についてはどのくらい進んだか。必要目安の 10ha の半分（5ha）程度になったか。

（市民生活部長）
昨年度（平成 23 年度）に確保した 1ha と合わせると約 5ha。必要な 10ha の半分である。
（市長）
他の市町村と比較すれば、当市においては、大いに市民の方の理解をいただいていると感じている。請負業者に任せて確保するということにはならないのであるから、我々も総力を挙げて、仮置場の確保に努めなければならない。
「専門業者、行政及び市民の三者が一体となって行うのだ」という心構えのもとに、勧奨地点の早期解除を目指すということを心に留めておいていただきたい。

特に霊山及び保原地域の進捗状況等はどうか。

（保原総合支所長）
保原町富成地区に関しては、7～11 区についてまとまりそうだという状況である。1～3 区においても各町内会長にお願いをして、それぞれ町内会単位でまとまるかという状況である。
その他についても、皆様にご協力をいただきたいということで町内会にお話し申し上げたい。
（市長）
問題は柱沢であると思うが、現状はどうか。
（保原総合支所長）
柱沢地区、特に所沢については話が進んでいるが、まとまるまでは時間がかかろうかという状況である。柱田地区については、町内会連合会で動いていただいているので、時間をいただき、まとまればいいかという状況である。

（市長）
霊山地域はどうか。
（霊山総合支所長）
推進センターだよりにも掲載されているが、掛田地区で区長連絡会が開催され、区長から様々な意見をいただいた。地区でこうした話の場を持てたことだけでも、仮置場の確保が進むのではないかと期待している。今後、もう一度会議を持つということであるので、諸問題を含めて検討を進めて参りたい。
（市長）
掛田地区は、地区内だけで除染廃棄物を保管するほどの仮置場を確保する土地がない。確保が難しいのではないかと考えている。そうした場合に、掛田地区以外に仮置場を確保することが必要となるのではないかと現時点では考えている。

（霊山総合支所長）

基本的には、ある地区の仮置場に、他の地区で出た除染に係る廃棄物を持込むことは、現時点で区長も想定していないことである。行政区単位に見ても、当該行政区の仮置場には、当該行政区から出た廃棄物の仮置きのみの現状であることからして、「地区内で出た廃棄物は地区内の仮置場に置き完結させる」という思いが強い。

（市長）

掛田地区は、現実的に確保が難しいのではないかという問題がある。掛田地区こそ、例えば、公有林等に仮置場を確保するとか、そうした形で合意形成をしなければならないのではないか。地区内の除染廃棄物は、必ず地区内の仮置場に納めろという話になると、そうでない先例がないわけではなく、例えば梁川地区であれば、ある地区の除染廃棄物を梁川分庁舎の駐車場に仮置きしている。

掛田地区については大量の除染廃棄物が出ると想定されるから、広い仮置場が必要になろう。相当の面積を確保することとなれば、やはり、先に取り上げた公有林等が適するのではないかということである。

こうした考え方も必要なのではないかということ。

（霊山総合支所長）

市長が先におっしゃられたような事も含め、様々な面で厳しい。ただ、厳しいということで全然前に進めないということにはできないから、地域で知恵を出し検討を加えていきたいと考えている。

（市長）

掛田地区が市街地であるということを考えれば、地区内に仮置場を確保することは困難に思えて仕方ないものの、「仮置場は地区内に治める」ということを基本とした場合に、本当にその確保が可能かということ。中間貯蔵施設と同様の問題であり、仮置場の確保は簡単に解決できる問題ではない。

仮置場は不安なものではないということを PR する必要があろう。

仮置場の見学会のような取り組みを以前に耳にしたが。

（市民生活部次長）

各自治会の方から希望があれば、仮置場を直接見る機会を準備できる。一度間近に見学することが良い PR の機会になると感じている。ある町内会長が仮置場を見学した際に、非常に良い発言をされた。更に多くの除染に係るお知らせを流さなくては（配布しなければ）ならないのではという話があったときに、その町内会長は「紙を何度も多く配るのではなく、町内会長等が自ら仮置場を見に行き、地区に帰ってから口コミで情報を発信することこそ必要だ。」という趣旨の発言があった。その場の皆が納得、感銘を受けたというような雰囲気であった。

（市長）

ぜひ仮置場の見学会を計画、開催するようにされたい。

（市民生活部次長）

小国地区等の仮置場見学会を計画、開催する方向で話を進めている。

（市長）

掛田地区は、特に周辺にＢエリア（山野川、中川及び山戸田地区）が存在するのであるから、そうした周辺のＢエリアに広く仮置場が確保できた上で、掛田の除染廃棄物が持込めるような形にはできないものか。難しいのであろうか。

（霊山総合支所長）

小国地区もそうであるように、基本的な姿勢としては、「その地区で出た除染廃棄物はその地区の仮置場で」という姿勢である。この基本的な姿勢を崩すということに対しては、やはり抵抗がある。

（市長）

しかしながら、この姿勢をどこかで崩さないと、除染が行き詰ることになる。今回のエリア分けで、市街地かつＡエリアであるのは、掛田地区のみである。

例えば、他の自治体で除染が進んでいない事例を引き出せば、この基本的な姿勢が除染進捗の障壁となっている。

掛田地区の除染は、この点で非常に難しい。この基本的な姿勢を崩すということも必要なのであろうと考えている。具体例を出せば、掛田地区の中心部の町内会を見れば、どうしても仮置場の確保は難しくなるのではないか。

（霊山総合支所長）

そのとおりである。

（市長）

当然、このことは霊山だけに言えることではなく、難しい問題であるだけに、総力を挙げなければならないということ。地区内に仮置場を確保できるだけの広大な土地がないとなれば、やはり地区外の山林等を仮置場として確保する動きも必要なのではないかということ。今後のひとつの課題である。

主として特定避難勧奨地点の設定を受けたところ（Ａエリア）の除染が動き出したのであるから、これからは、早急に除染の成果を挙げていくということ。このことにより、国に対しては特定避難勧奨地点設定の解除を働きかける、要請するということが必要だと考えている。そうしなければ、市内の一部が避難しているという好ましくない状況が長引く。伊達市としては早く解消したい。

もとのコミュニティを取り戻すということが、当然市民にとってもひとつの目標であるから、我々もその目標に至るようがんばりましょうということである。

《次回本部会議》

平成24年7月10日（火）　10：00～

本庁舎2階　応接室において

（文責：石川　智史）